

第65回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

事業報告

- ・ 主要な事業所
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況

連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

第65期

[2025年4月1日から2026年3月31日まで]

株式会社シモジマ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

主要な事業所

(2026年3月31日現在)

当社	① 本 社	東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
	② 営業所	東京、大阪、札幌、盛岡、仙台、新潟、金沢、埼玉、横浜、長野、静岡、名古屋、京都、広島、高松、福岡
	③ 店 舗	
	(a)シモジマ	浅草橋本店、名古屋店、心斎橋店ほか20店舗
	(b)パッケージプラザ	全国18店舗
子会社	(c)その他	east side tokyo
	④ 配送センター	田沼配送センター、東部配送センター 東大阪配送センター、大阪南港物流センター
	⑤ 営業拠点	(株)リード商事、ミタチパッケージ(株)、(株)我満商店、(株)大倉産業
	⑥ 生産拠点	朝日樹脂工業(株)、(有)彩光社
	⑦ その他	シモジマロジスティクス(株)

会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

[2] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約との内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

[3] 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

[4] 非監査業務の内容

該当事項はありません。

[5] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初

に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定し、コンプライアンスの徹底を図ります。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
- ・企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・監査役により関連規程と監査基準に基づく独立した立場からの客観的な監査役監査を実施します。
- ・社外取締役を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督の強化を図り、役員の指名や報酬決定においてその意見を尊重します。
- ・取締役会の評価を実施し、その運営の適正を図ります。
- ・取締役の指名・報酬及び職務に関して、社内規程（取締役規程）で規律し、コーポレートガバナンスの充実に図ります。
- ・社内通報規程により不正の早期発見・是正を図り、コンプライアンス経営を確保します。
- ・人権方針を定め、当社グループ及びステークホルダーにおける人権の尊重を図ります。

[2] 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、決裁申請書、稟議書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程に従い保存及び管理を行います。なお、機密文書については、各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
- ・情報システム管理規程に加えて情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティ委員会を設置して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。
- ・マイナンバーに関しても、安全管理体制の確保に努めます。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内部統制規程 担当部署または内部統制委員会において、与信リスク、安全衛生リスク等、ビジネス活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等を策定しています。その活動の概要は定期的に取締役会へ報告します。
- (2) 危機管理規程 災害等（地震、火災、新型インフルエンザ、その他）に起因する緊急事態について、災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取り組みに関するマニュアルを策定しています。
- (3) 内部者取引防止規程 社内情報管理の強化を図るとともにインサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。また、インサイダー取引防止のため幹部従業員等への研修をします。
- (4) 情報システム管理規程・個人情報保護規程・情報セキュリティ管理規程 情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社的管理・統括を実行します。通販関連部門でのISO27001の認証取得を基礎として、情報セキュリティ管理体制のさらなる拡充を図ります。
- (5) 反社会的取引防止規程 反社会的勢力との取引の防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- (6) 品質管理規程 品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を遵守し、商品品質管理を適切に実施します。
- (7) 関係会社管理規程 重要な契約の締結、重要な投融資等は子会社等からの要請により当社で内容審議し、損失の危険の抑制を図ります。
- (8) 内部監査規程 監査室を中心として内部監査を実施し、取締役会への報告経路を確保することにより、各部門での損失・危険の拡大防止を図ります。
- (9) 組織規程 改定により会社のリスク管理に携わる会議体（執行委員会、内部統制委員会、品質管理委員会、サステナビリティ委員会、衛生委員会、環境プロジェクト、情報セキュリティ委員会、ISMS委員会、DX委員会）の位置づけを明確にし、関連リスクの管理体制を明確にしております。

[4] 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は原則、取締役会を毎月1回、また、取締役等で構成する執行役員会を月2回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
- ・業務の効率的運用や責任体制の確立を図るため、並びに執行役員制の導入により組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準等を見直すとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
- ・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上を図ります。
- ・執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えています。
- ・企業統治を強化し、企業価値の維持と向上を図るべく、社外役員を中心に構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬については同委員会に諮問し、その答申を受けたくえで決定します。

[5] 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定して、全従業員がルールを遵守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底を図ります。
- ・当社及び子会社等の全従業員に規範や基準を明確にするため、当社のコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を配布し常時見られるようにしています。
- ・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・企業取引の公正化をより進行させることで、取適法マニュアルの整備を図り遵守しています。
- ・就業規則等により、営業秘密の漏洩防止と適正な労働環境の確保を図ります。旅費規程につき、物価等経済動向を反映させ公正を図ります。また、ストレスチェックの着実な実施により、従業員のメンタルヘルスの確保を図ります。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の遵守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、

改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。

- ・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
- ・従業員等が、法令遵守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように、社内通報規程に基づき相談・通報窓口を設置しています。
- ・ハラスメント防止規程、カスタマーハラスメント対応方針を定め、従業員の安全配慮を図ります。
- ・子会社等は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社等の社長及び各部門長が実行します。

[6] 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。子会社等の取締役等は、同規程に基づき、毎四半期単位に経営状況と今後の方針等を当社の取締役等へ報告します。
- ・出向規程に基づき、常勤・非常勤に係わらず子会社等の取締役・監査役等として本社従業員等を派遣し業務及び会計の状況を定常的に監督します。
- ・企業集団の業務運営状況を把握しその改善を図るため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社等の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。
- ・子会社等は短期利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・承認することにより、子会社等の取締役等の職務の実効性を高めます。子会社等の取締役は、経営計画との齟齬が生じた場合、毎月の会議体及び幹部従業員とのコミュニケーション等により計画修正し職務遂行を図ります。
- ・子会社等の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社等においてもコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を遵守します。
- ・子会社等との取引については、基本契約や社内規程等に基づき市場価格によって適切に行います。
- ・子会社等の従業員等が、法令遵守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社等においても相談・通報窓口を制定します。

[7] 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置します。

[8] 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助する使用人に対しては、当社の内部監査部門以外の他の部署に属さないこととし独立した対応を確保します。
- ・監査役補助員の独立性は、取締役会の指揮命令系統には属さず、監査役の職務の補助にあたり監査役補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、監査役会の承認を得ます。

[9] 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとします。

[10] 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・内部監査部署が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めたときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。
- ・社内通報規程に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。
- ・取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ・子会社等の取締役会またはこれに準ずる会議体に参加した当社の非常勤役員等がコンプライアンス等に係る事項を発見したときは監査役に報告します。
- ・子会社等を監査する際、当社の監査役は監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認しま

す。

- ・子会社等についても、公益通報者保護法に基づき、社内通報規程を制定し社内通報制度を行った従業員等に対して不利益な取扱いをしないこと並びに個人情報保護は担保しています。

[11] その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役及び監査役会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、取締役会・執行役員会等の重要な会議に出席することができ、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。また、内部監査部門は、取締役会及び監査役会の双方に対して報告を行います。
- ・監査役は社長並びに取締役、内部監査部署及び会計監査人とは、意思疎通を図るため定期的に意見交換会を開催します。
- ・監査役は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けられます。
- ・監査役の指名・報酬・職務に関しては、取締役の規律から独立した社内規程（監査役規程）により整備し、監査役の独立性を確保しつつコーポレートガバナンスの充実を図ります。

なお、前11項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

[1] 会議の開催状況

- (1) 取締役会 当事業年度において計14回開催し、事業ポートフォリオ政策、人事制度改革、設備投資、インバウンド需要への対応、次期中期経営計画、賃金政策等につき審議を行いました。
- (2) 監査役会 計16回開催し、業務監査・内部統制監査の報告を行いました。
- (3) 指名報酬委員会 計10回開催し、後継者計画を含む役員人事のほか、役員報酬、経営陣人材の育成等の基本方針について議論を行いました。
- (4) 執行役員会 計23回開催し、マルチステークホルダー方針、物流適正化、従業員エンゲージメントの向上、中期経営計画、統合報告書、人事制度改革、組織再編、財務方針等について調整を行いました。
- (5) 内部統制委員会 計4回開催し、各種法令への対応や、衛生管理・倒産・情報セキュリティ等のリスクへの対処等を議論しました。
- (6) サステナビリティ委員会 計4回開催し、サステナビリティに関する基本方針、マテリアリティ等について議論しました。
- (7) コンプライアンス委員会 計4回開催し、社内の不祥事の防止、規程整備等について議論しました。
- (8) 環境プロジェクト 計4回開催し、環境配慮型商品の開発・拡販、消費電力の削減等について議論しました。
- (9) 品質管理委員会 計6回実施し、品質事故への対応等について議論しております。
- (10) 情報セキュリティ委員会 計12回開催し、情報セキュリティリスクへの対応、情報セキュリティ教育等について審議を行っております。
- (11) 衛生委員会 計12回開催し、労働時間の削減、新型コロナ対策等について議論を行っております。また、従業員の健康促進を図るべく、健康診断の受診勧奨の推進について議論を行っております。

[2] リスク管理

当事業年度は取適法対応、熱中症対応等を重点項目として対処し、関連規程・マニュアル等の整備や店舗設備の見直し等を実施しました。また、統合報告書の作成を継続したほか、CO₂フリー電気の導入を拡大し、サステナビリティ活動の充実を図りました。

[3] 適正な財務報告の確保

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価（J-SOX）に関しては、経営企画部及び監査室を中心に組織的な整備評価、運用評価を行い、統制の有効性を確認しています。

[4] 監査

企業集団における業務の適正性を確保するために、監査役及び監査室による定期的な業務監査・内部統制監査等を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行っております。

[5] コンプライアンス

法令の遵守、社会的要請への対応を図るべく、規程整備、社外専門家を招聘した社内教育等を実施しております。

連結計算書類

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,405	1,280	38,564	△318	40,931
当期変動額					
剰余金の配当			△1,261		△1,261
親会社株主に帰属する当期純利益			2,738		2,738
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		2		33	35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	2	1,476	33	1,512
当期末残高	1,405	1,282	40,040	△284	42,443

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	274	3	△6,203	102	△5,822	69	35,178
当期変動額							
剰余金の配当							△1,261
親会社株主に帰属する当期純利益							2,738
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	205		30	255	1	257
当期変動額合計	18	205	—	30	255	1	1,769
当期末残高	293	209	△6,203	133	△5,567	71	36,947

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・数 9社
- ・名称 商い支援(株)、シモジマロジスティクス(株)、(株)リード商事、(有)彩光社、(株)エスパック、(株)我満商店、ミタチパッケージ(株)、朝日樹脂工業(株)、(株)大倉産業

② 非連結子会社の状況

- ・名称 下島（上海）商貿有限公司、台湾下島包装股份有限公司、(株)シモジマ製袋
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・名称 下島（上海）商貿有限公司、台湾下島包装股份有限公司、(株)シモジマ製袋、ST ARROWS SDN.BHD.
- ・持分法を適用しない理由
持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ミタチパッケージ(株)、朝日樹脂工業(株)の決算日は12月末日、(株)大倉産業の決算日は1月末日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------|--|
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定) |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

ii) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

iii) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

- | | |
|------|---|
| 店 舗 | 売価還元法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) |
| 店舗以外 | 主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定) |

・原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|--|---|
| i) 有形固定資産
(リース資産除く) | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 |
| ii) 無形固定資産
(リース資産除く) | 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 |
| iii) リース資産
(所有権移転外
ファイナンス・リース取引) | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

③ 重要な引当金の計上基準

- | | |
|--------------|---|
| i) 貸倒引当金 | 当社及び連結子会社の一部は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ii) 賞与引当金 | 当社及び連結子会社の一部は、従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。 |
| iii) 役員賞与引当金 | 当社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。 |

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- | | |
|---------------------------------|---|
| i) 退職給付見込額の
期間帰属方法 | 当社及び連結子会社の一部は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 |
| ii) 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理方法 | 過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 |
| iii) 未認識数理計算上の差異の
会計処理方法 | 未認識数理計算上の差異については、法人税等及び税効果額を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。 |
| iv) 小規模企業等における
簡便法の採用 | 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |

⑤ 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|---|
| i) 紙製品事業 | 紙袋、包装紙、紙器を主力商品とし、主に当社オリジナルブランド商品の販売により収益を獲得しております。 |
| ii) 化成品・包装資材事業 | ポリエチレン袋・PP袋等の化成品と粘着テープ、食品包材・紐リボンの販売により収益を獲得しております。 |
| iii) 店舗用品事業 | 事務用品・商店用品・日用雑貨・食材及びハンガー等のアパレル関連資材、園芸関連資材等の販売により収益を獲得しております。 |

上記事業において、通常、約束した財又はサービスに対する支配がその引き渡し等によって顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、取引の対価は、店舗販売や通信販売においては履行義務の充足時または充足前に受領することになっており、それ以外の履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、概ね2ヶ月以内に支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、変動対価の額に関する不確実性がその後解消される際に、解消される時点まで計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。また、買戻し義務を負っていない有償支給取引について、有償支給した原材料等の消滅を認識し、当該取引に係る収益は認識しておりません。

⑥重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|------------------|---|
| i) ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| ii) ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債務 |
| iii) ヘッジ方針 | 外貨建仕入取引について、為替相場の変動によるリスクをヘッジするため為替予約を行っております。また、外貨建仕入の成約高の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。 |
| iv) ヘッジの有効性評価の方法 | ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |

⑦のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、3年間で均等償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1)土地及び建物を有する店舗及び営業所に係る固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円 当社の土地及び建物を有する店舗及び営業所に係る固定資産 4,457百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i) 算出方法

当社の土地及び建物を有する店舗及び営業所（以下「店舗等」という。）に係る固定資産については、原則、店舗等を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしており、減損の兆候の有無は、営業活動から生じる営業損益が継続してマイナスであるかなどを検証したうえで判断しております。減損の兆候に該当した場合、減損損失の認識の判定に用いられる将来キャッシュ・フローは、店舗及び営業所の損益計画並びに土地及び建物（以下「土地等」という。）の正味売却価額に基づき算定しております。土地等の正味売却価額は外部専門家が不動産鑑定評価基準に基づき算定した評価結果を基礎に算出しております。

当連結会計年度において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスになるなどの事象が発生した当社の土地及び建物を有する店舗等については、減損の兆候に該当するものと判断いたしました。減損の兆候があると判断した土地及び建物を有する店舗等は、固定資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローの比較を行っております。土地等を有している店舗等は正味売却価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

ii) 主要な仮定

土地等の正味売却価額は、外部専門家が不動産鑑定評価基準に基づき算定した評価結果を基礎に算出しており、不動産鑑定評価における査定項目（市場賃料や投資用不動産における還元利回り、運営費用等）を主要な仮定と判断しております。

iii) 翌年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額の算定基礎となった不動産鑑定評価額は、将来の不動産市況の動向の影響を受ける可能性があります。当該影響により、正味売却価額が低下した結果、翌年度において、固定資産の減損損失の認識の判定及び減損損失の測定に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 12,354百万円
- (2) 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,211百万円

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数 普通株式 23,647,826株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	630	27	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	631	27	2025年9月30日	2025年12月1日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月25日開催の第65回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	748	利益剰余金	32	2026年3月31日	2026年6月26日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的に価格変動リスクが僅少で容易に換金可能な運用としております。デリバティブはリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権については、顧客の信用リスクに晒されております。

また、一部外貨建ての仕入債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを軽減する目的で取引予定額等に基づき為替予約取引を使用してヘッジしております。

投資有価証券は、市場価格の変動によるリスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての仕入契約に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について所管する担当部門が必要な取引先の状況を定期的に評価し、取引相手ごとに残高管理をするとともに、回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社においても、当社の与信管理規程に準じて同様な管理を行っています。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての仕入債務について、当該通貨の月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額70百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、並びに支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
i 投資有価証券 その他有価証券	472	472	—
資産計	472	472	—
ii デリバティブ取引（*） ヘッジ会計が適用されているもの	305	305	—
デリバティブ取引計	305	305	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
i 投資有価証券 その他有価証券 株式	472	—	—	472
ii デリバティブ取引	—	305	—	305

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

i 投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。

ii デリバティブ取引

デリバティブ取引は、観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、もしくは観察できないインプットを用いて価格を算定していてもその影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,576円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 117円12銭 |

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	紙製品	化成品・包装資材	店舗用品		
営業	7,578	30,505	9,016	－	47,100
店舗	1,697	5,519	4,375	－	11,592
通信（EC）	1,358	3,614	1,163	－	6,136
顧客との契約から生じる収益（計）	10,634	39,639	14,555	－	64,829
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	10,634	39,639	14,555	－	64,829

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。（単位：百万円）

	期首	期末
顧客との契約から生じた債権	8,379	9,377
契約負債	57	66

(注) 1.顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表の「受取手形」、「売掛金」及び「電子記録債権」の合計額であります。

2.契約負債は、主に、顧客からの受注時の前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い、取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		資 準 備 金	本 金	その 資 剰 余 金	他 本 金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	その他利益剰余金					利 剰 余 金 計
								固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	1,405	1,273		7	1,280	351	32	35,600	2,096	38,080	△313	40,452	
当期変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩							△2		2	—		—	
別途積立金の積立								100	△100	—		—	
剰余金の配当									△1,262	△1,262		△1,262	
当期純利益									2,491	2,491		2,491	
自己株式の取得											△0	△0	
自己株式の処分				2	2						33	35	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	—	—		2	2	—	△2	100	1,131	1,228	33	1,264	
当期末残高	1,405	1,273		9	1,282	351	30	35,700	3,227	39,309	△280	41,716	

	評価・換算差額等						純資産合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差	評 価 差	・ 換 算 差 額	換 算 計	
当期首残高	274		3	△6,203		△5,925	34,526
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩							—
別途積立金の積立							—
剰余金の配当							△1,262
当期純利益							2,491
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18		205	—		224	224
当期変動額合計	18		205	—		224	1,489
当期末残高	293		209	△6,203		△5,700	36,016

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等
以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品

店 舗

売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

店舗以外

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

（所有権移転外

ファイナンス・リース取引）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

i) 退職給付見込額の
期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii) 数理計算上の差異
及び過去勤務費用の
費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時に一括して費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------|---|
| ① 紙製品事業 | 紙袋、包装紙、紙器を主力商品とし、主に当社オリジナルブランド商品の販売により収益を獲得しております。 |
| ② 化成品・包装資材事業 | ポリエチレン袋・PP袋等の化成品と粘着テープ、食品包材・紐リボンの販売により収益を獲得しております。 |
| ③ 店舗用品事業 | 事務用品・商店用品・日用雑貨・食材及びハンガー等のアパレル関連資材、園芸関連資材等の販売により収益を獲得しております。 |

上記事業において、通常、約束した財又はサービスに対する支配がその引き渡し等によって顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。また、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、取引の対価は、店舗販売や通信販売においては履行義務の充足時または充足前に受領することになっており、それ以外の履行義務の充足後に受領する場合においても、通常、概ね2ヶ月以内に支払期限が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

顧客との契約における対価に変動対価が含まれる場合には、変動対価の額に関する不確実性がその後に解消される際に、解消される時点まで計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。また、買戻し義務を負っていない有償支給取引について、有償支給した原材料等の消滅を認識し、当該取引に係る収益は認識しておりません。

(5) ヘッジ会計の方法

- | | |
|----------------|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建金銭債務 |
| ③ ヘッジ方針 | 外貨建仕入取引について、為替相場の変動によるリスクをヘッジするため為替予約を行っております。また、外貨建仕入の成約高の範囲内で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |

2. 会計上の見積りに関する注記

土地及び建物を有する店舗及び営業所に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円 当社の土地及び建物を有する店舗及び営業所に係る固定資産 4,457百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「2.会計上の見積りに関する注記 (1)土地及び建物を有する店舗及び営業所に係る固定資産の減損 ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,513百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 73百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 440百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 485百万円 |
| (3) 事業用土地の再評価 | |

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,211百万円

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

① 売上高	599百万円
② 仕入高	1,353百万円
③ 販売費及び一般管理費	1,534百万円
④ 営業取引以外の取引高	6百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 251,794株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

事業税	45 百万円
賞与引当金	155
貸倒引当金	0
退職給付引当金	330
関係会社出資金評価損等	91
投資有価証券評価損	30
減損損失	120
資産除去債務	29
その他	133
繰延税金資産小計	937
評価性引当額	△162
繰延税金資産合計	775

② 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	8
繰延ヘッジ損益	96
固定資産圧縮積立金	14
その他有価証券評価差額金	135
繰延税金負債合計	254

③ 繰延税金資産の純額	520
-------------	-----

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員	笠井義彦	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 0.0	—	金銭報酬債権 の現物出資に 伴う自己株式 の処分(注)	10	—	—

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
			役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子 会 社	シ モ ジ マ ロジスティクス㈱	(所有) 直接 100.0	兼任 1人	物流業務 委 託	倉 敷 料 (注) 1	1,520	未 払 金	434
子 会 社	㈱ リード商事	(所有) 直接 100.0	兼任 —	当社商品 の販売	貸付金の 回収 (注) 2	—	短 期 貸 付 金	12
							長 期 貸 付 金	240
子 会 社	下 島 (上 海) 商 貿 有 限 公 司	(所有) 直接 100.0	兼任 —	紙製品・ 化成品の 輸入	商品仕入 (注) 1	991	買 掛 金	17

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

2. 市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、返済期限は2032年12月20日であります。なお、担保は受け入れておりません。

8. 収益認識に関する注記

連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,539円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 106円53銭 |

10. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。